

食品安全委員会（第494回会合）議事概要

日 時：平成25年11月18日（月） 14：00～15：28

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者：報道0名、行政機関7名、一般5名

議事概要

（1）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について （第18回：平成25年3月末時点）

→事務局及び厚生労働省から報告。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク 管理機関からの説明について

・農薬 9品目（⑨はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|-------------|------------------|
| ①キザロホップエチル | ②キンクロラック |
| ③クロチアニジン | ④シアゾファミド |
| ⑤ハロスルフロンメチル | ⑥フルピラジフロン |
| ⑦プロパモカルブ | ⑧メタラキシル及びメフェノキサム |
| ⑨メピコートクロリド | |

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品及び飼料添加物 1品目

ラサロシド

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明。

農薬「クロチアニジン」、「ハロスルフロンメチル」、「プロパモカルブ」、「メタラキシル及びメフェノキサム」の4品目については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

「キザロホップエチル」については、現在行われている同剤の審議と併せて農薬専門調査会で審議することとし、「シアゾファミド」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることと認められることから、農薬専門調査会で審議することとなった。

「キンクロラック」、「フルピラジフロン」、「メピコートクロリド」の3品目については、農薬専門調査会において審議することとなった。

動物用医薬品及び飼料添加物「ラサロシド」については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品 2品目

- ①ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ザクトラン）
- ②トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）の再審査について
（農林水産省からの説明）

→農林水産省及び担当委員の三森委員から説明。

「ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ザクトラン）」については、肥料・飼料等専門調査会のほか、薬剤耐性菌に関する評価も必要となることから、肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）においても審議することとなった。

「トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）」については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

・プリオン 1案件

- 牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用について
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等を肥料として利用することについては、既に評価を行った肥料が原料であり、肉骨粉及び肉かす等の際と同様の理由から、農林水産省が導入を予定している管理措置が採られることを前提とする限りにおいては、当該肥料は現行の牛の部位を原料とする肥料を原料に含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。

- (3) 肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について
・「アピラマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・動物用医薬品「ベダプロフェン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ベダプロフェンの一日摂取許容量を0.00013 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) 食品安全関係情報（10月12日～11月1日収集分）について

→事務局から報告。

欧州連合（EU）が10月24日に公表した魚介類を発酵させて生産した魚醤に含まれるヒスタミンの基準値の概要について報告。